

石巻市狭あい道路整備要綱事務取扱要領

平成17年4月1日

訓令第94号

(趣旨)

第1条 この要領は、石巻市狭あい道路整備要綱（平成17年石巻市告示第209号。以下「要綱」という。）の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で定める用語の例による。

(すみ切りの基準)

第3条 要綱第2条第2号に規定する市長が定める基準は、別図1のとおりとする。

(協議事項)

第4条 要綱第4条第1項に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) すみ切り用地及び後退用地の整備及び管理
- (2) すみ切り用地及び後退用地の測量、分筆及び登記
- (3) 工作物移設工事等の費用の助成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(協議)

第5条 要綱第4条第1項の規定により協議をする建築主等は、狭あい道路整備に関する協議申請書（様式第1号）及び添付図書並びに次の各号に掲げる区分により当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 後退杭の支給を受ける場合 後退表示杭支給申請書（様式第2号）
- (2) 後退用地又はすみ切り用地を寄附する場合 後退用地・すみ切り用地寄附申出書（様式第3号）
- (3) 後退用地又はすみ切り用地の無償使用及び整備を承諾する場合 後退用地・すみ切り用地無償使用及び整備承諾書（様式第4号）

2 要綱第4条2項の規定による協議の結果の通知は、狭あい道路整備に関する協議通知書（様式第5号）によるものとする。

(無償使用又は寄附の要件)

第6条 後退用地及びすみ切り用地の無償使用又は寄附の要件は、次のとおりとする。

- (1) 無償使用
 - ア 承諾者は、当該用地の所有者であること。
 - イ 当該用地に借地権等の権利関係が現に存在しているときは、当該権利者の承諾が得られるものであること。

(2) 寄附

- ア 申出者は、当該用地の所有者であること。
- イ 当該用地に所有権以外の権利関係が存在しないものであること。

(後退杭の仕様)

第7条 要綱第8条第1項に規定する後退杭の仕様は、別図2のとおりとする。

(水道管布設替工事等の通知)

第8条 市長は、要綱第9条の規定により水道管布設替工事等を行う場合は、水道管布設

替工事等実施通知書（様式第6号）により、建築主等に通知するものとする。

（工事の完了）

第9条 要綱第10条の規定による届出は、狭あい道路整備工事完了届（様式第7号）によるものとする。

2 要綱第10条第2項の別に定める狭あい道路後退済証は、狭あい道路後退済証（様式第8号）によるものとする。

（助成金額）

第10条 要綱第11条第2項に規定する市長が定める助成金額の基準は、次のとおりとする。

（1） 工作物移設工事等費用については、原則として、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定。以下「損失補償基準要綱」という。）等により算定した額の4分の3以内の額とする。

（2） 登記費用については、原則として、損失補償基準要綱より算定した額の4分の3以内の額とする。

（3） 境界立会い費用については、原則として、損失補償基準要綱により算定した額の4分の3以内の額とする。

（交付申請）

第11条 要綱第12条の規定による申請は、狭あい道路整備助成金交付申請書（様式第9号）によるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第12条 要綱第13条の規定による通知は、狭あい道路整備助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（助成金の請求及び交付）

第13条 要綱第14条の規定による請求は、狭あい道路整備助成金請求書（様式第11号）によるものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、要綱第15条の規定により助成金の交付決定の取り消しをするときは、狭あい道路整備事業助成金等交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定を受けた建築主等に通知するものとする。

2 市長は、要綱第15条の規定により既に交付した助成金の返還を命じるときは、狭あい道路整備事業助成金返還命令書（様式第13号）により助成金の交付を受けた建築主等に命じるものとする。

（所有権移転登記済の通知）

第15条 市長は、寄附に係る所有権移転登記が済んだ場合は、速やかにその旨を所有権移転登記済通知書（様式第14号）により、当該申出をした建築主等に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。